　　　大台町森の循環事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、森林所有者の伐採意欲低下の大きな要因となっている伐採後の植林費用及び植栽木の成長を促すための下刈り費用への支援を行うことで森の循環事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大台町補助金等交付規則（平成18年大台町規則第45号）に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象）

第２条　この補助金の交付対象は、森林環境保全直接支援事業に基づく造林補助を活用し、大台町内に森林を所有する者及び林業事業体（以下「森林所有者等」という。）とする。

　（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　植栽支援　森林所有者等が皆伐後に植栽をする際にかかる経費

（２）　下刈支援　森林所有者等が植栽後に下刈りをする際にかかる経費

　（交付額）

第４条　交付額は、造林補助事業における標準経費から補助金を差し引いた額とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、森の循環事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）　大台町森の循環事業補助金事業（計画・報告）書（様式第２号）

（２）　大台町森の循環事業補助金収支（予算・決算）書（様式第３号）

（３）　その他町長が必要と認める書類

２　年度内の交付申請の締切りは、原則12月末日とする。

　（交付決定）

第６条　町長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは大台町森の循環事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により当該森林所有者等に通知するものとする。

２　町長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（変更交付申請）

第７条　前条第１項の決定を受けた森林所有者等は、補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、大台町森の循環事業補助金変更交付申請（様式第５号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、大台町森の循環事業補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第８条　森林所有者等は、補助事業の実績を補助事業が完了した日から10日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、大台町森の循環事業補助金実績報告書（様式第７号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）　大台町森の循環事業補助金事業（計画・報告）書（様式第２号）

（２）　大台町森の循環事業補助金収支（予算・決算）書（様式第３号）

（３）　当該申請箇所における造林補助事業交付申請書、実績報告書、額の確定及び補助金指令の写し

（４）　その他町長が定める書類

（補助金額の確定）

第９条　町長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、大台町森の循環事業補助金額確定通知書（様式第８号）により森林所有者等に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条　前条の額確定通知を受けた森林所有者等は、大台町森の循環事業補助金請求書（様式第９号）により町長に請求するものとする。

２　町長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めて返還を命じるものとする。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　補助金をその目的外の用途に使用したとき。

（４）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（５）　事業遂行にあたり、法令上問題があると町長が認めたとき。

２　町長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を大台町森の循環事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により森林所有者等に通知するものとする。

（終期等）

第12条　この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和８年３月31日とする。

２　前項に規定する終期が到来したときは、町は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

（書類の整備等）

第13条　森林所有者等は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する町の会計年度の翌年から５年間保管しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。